

開催年月日 平成30年10月2日(火)

質問者	日本共産党	佐野 弘美 委員
答弁者	保健福祉部長	佐藤 敏
	保健福祉部少子高齢化対策監	栗井 是臣
	健康安全局長	竹縄 維章
	子ども未来推進局長	花岡 祐志
	地域福祉課人材確保担当課長	宮澤 宏
	地域福祉課保護担当課長	雨塚 康白
	子ども子育て支援課長	鈴木 一博
	自立支援担当課長	森本 秀樹
	地域保健課長	及川 忠弘

質問内容	答弁内容
<p>一 生活保護世帯の災害時対応等について</p> <p>震度7の地震と全道を襲った大停電で、特に、厚真、安平、むかわの3町では、土砂崩れや地盤沈下、家屋の倒壊など深刻な被害に見舞われました。私どもの会派は直ちに国会議員や地方議員らと連携して、被災地に調査に入り、支援に取り組んできました。この未曾有の災害は、高齢者、障がい者世帯が多くを占める生活保護利用世帯にとってはより深刻と考えることから、以下うかがいます。</p> <p>(一) 災害時の生活保護利用者への支援について</p> <p>まずは、災害時には日頃から生活状況を知っているケースワーカーによる支援が求められますが、地震発生後どのような対応を行ったか、うかがいます。</p> <p>電話やその他の手段で、まず全員の無事を確認したとのことでありました。</p> <p>(二) ケースワーカーによる家庭訪問、面接について</p> <p>被災地で訪問・支援に取り組む地元町議から「ケースワーカーによる訪問がされていないようなので、訪問してほしい」との要望を受け、道に対応を求めました。道の保健福祉部から胆振総合振興局に訪問するように働きかけ、振興局では18日から支援を要する世帯の訪問に取り組むこととうかがっていましたが、その後どの程度進んだのでしょうか、またどのようなニーズがあったか、うかがいます。</p> <p>関係団体の方から「心強い」と感謝の声が寄せられました。引き続き取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>(三) 義援金等の生活保護上の取扱いについて</p> <p>次に義援金等についてですが、これまで全国の度</p>	<p>【保護担当課長】</p> <p>生活保護受給者への対応についてであります。今回の地震災害では、大規模な停電が発生し、被害が全道域に広がったことから、道では、福祉事務所に対し、被害状況の確認について照会したところであり、各振興局では電話連絡や役場などを通じた情報収集により、生活保護受給者の安否確認を行ったところでございます。また、親戚宅や避難所などへ避難しており、連絡が取れなかった世帯に対しては、役場や民生委員などからの情報や、避難所に直接訪問するなどして状況の把握を行ったところであり、被保護者全員の無事を確認しているところでございます。</p> <p>【保護担当課長】</p> <p>被災直後の世帯訪問についてであります。このたびの震災で特に被害の大きかった、厚真、むかわ、安平の3町を所管する胆振総合振興局では、道路の陥没や余震が続く中、9月18日以降、住宅の破損状況の確認や、単身者、健康状態に不安がある方がいるなど、優先的に訪問することが必要と判断した世帯から順次、訪問面接を実施し、9月28日現在で、3町で全193世帯のうち102世帯に対し面接を実施したところでございます。また、訪問した世帯からは主に食器や電化製品などの破損について、相談を受けており、関係法令に則り、速やかに対応してまいりたいと考えてございます。</p> <p>【保護担当課長】</p> <p>義援金の取扱いについてであります。平成23</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>重なる災害で、各地で被災者への義援金が収入認定され、保護費が減額されたり、保護が中止されたケースがあったと報道されました。災害支援がもとで生活保護利用世帯の生活が困窮するような取扱いがあってはならないと考えますが、義援金の取扱いについて、国の方針はどうなっているのかうかがいます。</p> <p>（四）義援金等の生活保護上の道の取組について この通知によりますと、第一次、緊急的に配分される義援金等は、包括的に一定額を自立更生に充てられるものとして自立更生計画に計上でき、その用途については確認する必要はありません。その後の分についても自立更生計画を策定すれば自立更生費として認定して支障のないことなど、通知どおりにされていれば、報道のようなケースは起こらないはずで、適切な運用を図るため道は、どう取組んだのか、うかがいます。</p> <p>（五）自立更生計画作成等の支援について 周知徹底を図ったとのことでしたが、支援団体等によりますと、見積もりが取れない、計画的な運用が考えられないなど、自立更生費の計上ができず、ほぼ全額収入認定されてしまう人が少なくないとのことでした。高齢や障がいなど困難を抱える世帯では無理もないことだと思いますが、そこで機械的に収入認定しては、困窮してしまいます。また、過去の事例にあったように、歩行困難を理由としたリハビリシューズの購入が「ぜいたく品」とされるような恣意的な運用があってはならないと考えます。きめ細やかな配慮と支援が必要と考えますが、どう支援するのか、うかがいます。</p> <p>ぜひ、個々の事情に応じてサポートされますようお願いいたします。</p> <p>（六）避難生活の取扱いについて 国の通知では、一時的に親せき宅や避難所等に身を寄せた場合についての取扱いも定められており、それに照らせば、別居家族に身を寄せたことをもって、保護の打ち切りにはならないはずですが、報道では、そうした事例もあったとのことでした。自治体をまたいだ際の調整も取り決めがありますが、道としてどう取り組むのか、うかがいます。</p> <p>この件についても、国の通達が活かされるよう、取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>（七）今後の対応について これまで質問してきたように、災害時はさらに、細やかな配慮や支援が求められています。必要な制</p>	<p>年の東日本大震災発生時に、国が発出した通知では、義援金等の取扱いについては、自立更生のために充てられる額について、収入認定から除外し、当該被保護世帯の自立更生計画書に計上することとしており、この度の北海道胆振東部地震においても、東日本大震災における取扱いに準じる旨の通知が国から出されております。</p> <p>【保護担当課長】 道の取組についてであります。義援金の取扱いについては、世帯の自立更生に充てられる額は、収入認定から除外するなど、被災された方々の事情を考慮し、適切な保護の実施に当たることが必要でありますことから、これまで道では、各福祉事務所において国の方針に沿った適切な取扱いが徹底されるよう、通知や各種会議等において周知を図ってきたところでございます。加えて、この度の北海道胆振東部地震に際しては、9月18日に全道生活保護査察指導員会議を開催し、国から示されている義援金等の取扱いについてあらためて周知徹底を行ったところでございます。</p> <p>【保護担当課長】 自立更生計画についてであります。義援金などの収入があった場合に、その世帯が自立更生のために支出する費目や金額を記載した計画を策定し、福祉事務所に提出するものであり、提出を受けた福祉事務所では、被災された方々の状況や意向を十分に配慮し、一律、機械的な取扱いとならないよう留意することが重要です。このため、道では、ケースワーカーが訪問時に自立更生のために充てることができる費目の例示やその世帯の状況に応じた丁寧な助言に努めるなど、きめ細かい計画策定に向けたサポートを行い、皆様方からの義援金が、被災した被保護世帯の生活再建に有効に活用されるよう支援してまいります。</p> <p>【保護担当課長】 避難先での生活保護受給についてであります。災害発生時に親族宅等に避難している被保護者につきましては、一時的に同居していることをもって、機械的に同一世帯として認定することは適当ではない旨、国から示されており、道では、この取扱いの徹底を図るため、あらためて各福祉事務所に対して、文書により周知したところでございます。また、福祉事務所間で見解に相違が生じた際には、保護の実施に空白を生じさせないよう、道が、関係する福祉事務所の報告及び見解をお聞きした上で判定するなど、適切に対応してまいります。</p> <p>【保健福祉部長】 今後の対応についてでございます。災害発生時における生活保護制度の運用に当たりましては、関</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>度やサービス等へつなぐ、自立更生計画作成支援や、生活再建に向けての相談など多岐にわたると思えます。そうした中で、今取り上げたような不適切あるいは、機械的な対応になりはしまいか危惧されます。被災者への支援が適切に行われるよう、今後、道としてどう対応するのか、うかがいます。</p> <p>被災した生活保護利用世帯への、きめ細やかな支援を求めてきましたが、実際に一人で何十件も担当を抱えて、一人ひとりに寄り添った支援をといっても、災害時のことでもあり、大抵のことではないと思えます。被災者支援に取り組むケースワーカーへの配慮や支援もしっかり取り組んでいただきたいこと、また、平時であったとしても、障がいや高齢など困難のある世帯にケースワーカーが寄り添って支援できる体制支援に今後ともより一層取り組んでいただきたいと申し上げまして、次に災害時における人工透析患者への支援について、うかがいます。</p> <p>二 災害時における人工透析患者への支援について (一) 道内の人工透析医療機関と患者の状況について</p> <p>今回の災害では、地震被害や停電で、多くの施設で人工透析ができず、調整に苦労したり、不安が広がったと承知しています。私自身、以前、透析病院で看護師をしていたこともあり、非常に気がかりなので、以下伺います。まず、道内の透析可能な医療機関の数、及び、そのうち自家発電を備える施設数と透析患者の数を伺います。</p> <p>267カ所のうち自家発電の無い、少なくとも114カ所が人工透析を実施できなかったのではないかと、これは大変なことと思います。</p> <p>(二) 今回の停電に係る透析医療の確保における道の役割について</p> <p>先般、保健福祉分の地震による災害状況について、「人工透析を実施している医療機関の停電等の状況を逐次把握、医療機関と連携し、必要透析医療を確保」した旨の報告をされました。災害時の医療の確保は、水、電源をはじめ、薬品、医療材料、そして医師、看護師、技師など多岐にわたり、その総合的な対応が求められます。道として災害時の透析のことは、透析医会に丸投げというわけにはいかないはずですが、道は今回どのような対応をとったのか伺います。</p> <p>連携、調整したとのことですが、道内267施設のうち、何施設では停電で透析ができなかつ</p>	<p>係法令等に基づく適切な保護の決定と実施、さらには、個々の世帯それぞれの課題に応じたきめ細かいケースワークを行うことが重要でございます。このため、道ではこれまでも、各福祉事務所に対する通知や各種会議、研修会の開催により、適切な制度運用の徹底や、ケースワーカーの資質向上に努めてきていただいております。この度の大規模災害にあたり、道といたしましては、担当ケースワーカーが丁寧な訪問調査を行い、市町村や民生委員と連携しながら、被災された方々それぞれの事情の把握に努め、義援金等の取扱いや生活再建に向けた相談に応じ、きめ細かな助言を行うなどいたしまして、被災された方々への支援に努めてまいります。</p> <p>【地域保健課長】 道内の人工透析医療機関の数などについてであります。道が実施している「透析医療の現況調査」では、平成29年9月末現在、人工透析を実施していると回答した医療機関は267カ所となっており、そのうち、自家発電装置を設置しているのは153カ所、また、人工透析治療を受けている患者数は、1万5,718人となるところでございます。</p> <p>【地域保健課長】 透析医療の確保における対応についてであります。災害時における人工透析患者の受け入れ体制については、過去の災害の経験も踏まえ、透析医会と協議し、そのネットワークを活用するなどして、体制の確保を図ることとしていただいております。道としては、今回の停電においても、透析医会等と連携し、各医療機関の透析実施状況や透析が必要な患者の有無、他の医療機関からの受入の可否や透析に必要な電源等について確認するとともに、医療機関から要請があった場合は、必要な給油や電源車の準備といった調整を行い、医療機関への支援に努めたところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>た、あるいは断水もあった、何人が影響を受けているなど、状況を道が把握できるような仕組みが必要です。一昨年、決特で、私どもの会派の宮川潤議員の災害時の透析確保に関する質問に対し、人工透析には水の確保が大変重要、災害時における医療機能の確保に努めると答えていますが、そのためにも状況把握がまず必要です。また、災害時の透析継続に関する計画や取り決め等も今後の課題として検討していただきたいと思います。</p> <p>(三) 災害時の透析支援について 交通機関が運休し、停電により信号がつかない、道路の陥没など、透析に行けない、あるいは、いつもの医療機関で透析ができず、受け入れ機関を探し回ることになった人がいたのではないのでしょうか。 また、観光やビジネスで来道していた透析患者が帰れなくなって、急遽、道内で透析医療を必要とする場合もあるはずで。香港からの来道者で、帰国後に透析予定だったある方は、交通機関が麻痺したため、急遽、札幌市内で透析病院を探し、言葉の壁もある中、ようやく受け入れてもらえるところを見つけたという例も聞いています。事例のように、道外からの透析患者を受け入れる医療機関の情報は、道が発信する必要があったと考えますが、如何でしょうか。</p> <p>遠距離で通院している人、道外からの患者の受け入れ調整など、特に道の役割が求められると考えられるため、対策を求めます。</p> <p>(四) 透析患者への災害時の備えの支援について 透析医学会では、災害時のための備えとして、ドライウェイトやブラッドアクセス、透析条件などの透析情報、また、服薬情報やアレルギーなどの情報、抗凝固剤など非常時用の薬品を常に持ち歩くように啓蒙しています。患者情報のない中での緊急透析は、危険が伴うために非常に重要です。神奈川県では透析情報に加え、災害時の県の窓口など連絡先を書いたカードを作成し、透析患者に持つように促しています。北海道でも患者団体や透析医学会等と連携して作成する必要があると考えますが、如何か伺います。</p> <p>是非、取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>(五) 災害時の透析患者への支援についての今後の取組について 道は、「透析患者の受け入れ等は透析医学会が調整した」としてはいますが、広範囲の断水、長時間の停電、流通の問題からの医薬品の不足が起きれば「道は知らない」では済まされません。神奈川県では「広域災害救急医療情報システム」を設置、緊急時に医療機関から情報を収集し、伝達する体制を整えています。東京都は、医療機関や透析医学会等と連携し災害時の透析医療確保に向けた対策について、連携と役割分担も含めた具体的な計画を作成しています。今回問題はありましたが、国も「広域災害救急医療情報システム」があるようです。道においても、道民の災害時の透析確保に責任をもって、</p>	<p>【地域保健課長】 旅行者の人工透析についてでございますが、透析患者の旅行につきましては、主治医や医療機関と相談をし、事前に旅行先の医療機関へ予約を行うなど、透析治療の確保を行う必要があると考えております。道としては、今回の停電の経験を踏まえ、透析医会や市町村、関係機関と連携をいたしまして、患者団体からの御意見を伺うなどしながら、旅行先で透析医療を受けることが必要となった方々が安心して透析医療を受けられるよう、必要な対策を講じてまいりる考えでございます。</p> <p>【健康安全局長】 透析患者の災害時の備えについてであります。かかりつけの透析施設が被災した場合には透析治療ができなくなるだけでなく、支援を受ける医療機関に対しての紹介状を作成することもできなくなる可能性がありますことから、日本透析学会では、患者自身が日頃から治療内容の情報を持っていることを推奨しているところでございます。道といたしましても、他県での先進事例等を収集し、患者団体や透析医会などと連携をしながら、透析患者の方々が平時から災害に備えられるよう取り組んでまいりる考えでございます。</p> <p>【保健福祉部長】 災害時の透析患者への対応についてでございますが、災害時における人工透析につきましては、透析医会など関係機関との緊密な連携のもとで、必要な体制を確保することが重要でございます。今般の地震における大規模な停電につきましては、被災した医療機関からの要請や受入が可能な医療機関からの情報に基づき、道では、透析医会等と連携して、患者の受入調整等を行ったところでございます。道といたしましては、道内の透析医療機関の現状を平時から把握をし、広域的な代替機能の確保や市町村への的確な情報提供など、災害発生時の対応に備えることが大切であると考えておりまして、患者団体か</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>主体的に取り組むべきと考えますが、今後どう取り組むのか伺います。</p> <p>部長から、今後の決意をお答えいただきました。市町村や医療機関、患者団体等と連携して他県や国の動向も注視しながら、大規模複合災害にも安心の透析医療を継続できるよう、具体的に取り組んでいただきたいことを申し上げます。</p> <p>三 保育所の整備等について (一) 道の待機児童数の状況について 認可保育所などに申し込んでも入れなかった待機児童の人数が、今年4月時点で1万9895人だったと厚生労働省が発表しました。道内における状況はどのようになっているのか。また、変更された国の基準では待機児童とみなされない、いわゆる「隠れ待機児童」は、道内ではどのような状況となっているのか。基準と併せてお示しください。</p> <p>年度の初めから、これだけいると言うのは深刻だと思います。</p> <p>(二) 認可保育所受け入れ児童数の拡大について 無認可保育施設から認可保育施設への移行件数、また認可保育所の定員増によって、どれだけの児童を受け入れることが可能となったのか、推移を伺います。</p> <p>3年間で11,475名分増えたとのことですが、解決には至っていません。</p> <p>(三) 待機児童等の長期化に対する要因について 子どもを安心して保育園に預けて働きたいという当たり前の願いが実現できないことは重大です。知事が掲げる「人口減少・危機突破」の実現にも逆行すると考えますが、道は保育所に申し込んでも入れない状況が続いていることについてどう認識しているのか。併せて、「隠れ待機児童」が依然として多い要因について、道の認識を伺います。</p> <p>保育ニーズは増え続けています。毎日の通勤、お迎えに支障の無い立地や子どもの安全と健やかな成長を願うニーズにも応えられる整備を求めます。</p> <p>(四) 道の待機児童対策について 道では、待機児童解消に向けてどのような取り組</p>	<p>らも意見を伺い、透析医会をはじめ、市町村や関係機関と連携しながら、今後とも、人工透析患者の方々が安心して医療を受けることができますよう、取り組んでまいりたいと考えてございます。</p> <p>【子ども子育て支援課長】 待機児童数の状況についてでございますが、国及び道は、毎年、待機児童数を公表しており、本年4月1日現在の本道の待機児童数は、129人となっております。こうした待機児童のほか、保育所への入所希望はあるものの、自宅の近くや兄弟と同じ保育所を希望するなどの理由により待機をしております、いわゆる潜在待機児童数につきましては、道独自に集計を行っており、本年4月1日現在で、2,391人となっております。</p> <p>【子ども子育て支援課長】 保育所の定員等の推移についてでございますが、子ども子育て支援新制度が施行されました平成27年度以降、これまで道内で、認可外保育施設から保育所等へ移行した施設は3か所、定員数は246名となっております。こうした移行や施設の創設などにより、3年間で345か所、11,475名分の受け皿の拡充が図られているところであります。</p> <p>【子ども子育て支援課長】 待機児童の要因についてでございますが、出産後早期に復職や就労を希望する方が増加するなど、保育に対する需要が増加している中、道は市町村と連携しながら、計画的な保育所などの整備を行っているところでございます。こうした中、近年、女性の就業率の向上などに伴い、依然として待機児童が生じており、引き続き保育ニーズに十分応えていく必要があると認識を致しております。待機者の中には、特定の保育所を希望することによる潜在待機も生じておりますことから、道といたしましては、市町村において、保護者の方々のニーズを丁寧把握しながら、適切な受け皿の整備を行う必要があると考えております。</p> <p>【子ども子育て支援課長】 待機児童解消に向けた取組についてでございます</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>みをこれまで行ってきたのか、伺います。</p> <p>(五) 保育士の充足状況について これまででも保育所整備、研修や処遇改善に取り組んでいるとのことですが、道内における常勤保育士の状況はどのようになっているのでしょうか。また、保育士の充足状況についてと、いつまでにどれだけの保育士を確保する必要があると考えているのか、伺います。</p> <p>(五) 一再 現時点でも、相当不足していることが明らかになりました。では、道はなぜ、保育士確保の目標を示していないのでしょうか。介護職員については、道の計画で、目標と確保に向けた方策が明記されています。なぜ、保育士はそうのように設定されていないのか伺います。</p> <p>【指摘】 目標ではなく、年度毎に指標として盛り込むとのことでしたので、待機児童ゼロの目標を正面に据えて、対策を強めるよう強く指摘します。</p> <p>(六) 道の保育士処遇改善対策について 道の保育士実態調査で、多くの就労中の保育士が給与等の改善や、職員数の増加を求めていることが明らかになっています。また、潜在保育士の半数以上が、給与等の不安を理由としています。保育士の待遇改善について道の認識と、対策について伺いま</p>	<p>が、道では、これまで、市町村に対して、将来的な保育ニーズを把握しながら、保育所等の整備計画へ反映するよう働きかけを行うほか、市町村と連携して、地域全体のバランスを考慮した、保育所や認定こども園、小規模保育所など、多様な保育の受け皿整備に取り組んできているところであります。また、保育士の確保を図るため、再就職準備に向けた貸付事業を創設したほか、復職を希望する方々に対する研修の実施や今年度から処遇改善に向けたキャリアアップ研修の実施などに取り組んできているところであります。</p> <p>【人材確保担当課長】 保育士の勤務状況についてであります。国の社会福祉施設等調査によりますと、平成29年10月現在、道内の保育所等に勤務する保育士数は、常勤10,393人、非常勤3,368人の合計13,761人となっているところでございます。一方、道の第三期子ども未来づくり計画では、保育士の必要見込数を常勤換算で15,244人としており、その充足に向けて、潜在保育士の再就職支援や返還免除型貸付金の創設など、施策を進めてきているところでございます。こうした中、本年1月現在における保育士等の有効求人倍率は全職種が1.2倍であるの対しまして、2倍を超えており、求人ニーズは依然として高い状況にありますことから、道といたしましては、今後とも、できるだけ早期に需給ギャップの解消を図ることができるよう、保育士の確保に向けた方策に、より一層積極的に取り組んでまいる考えであります。</p> <p>【人材確保担当課長】 道の第三期計画についてであります。子ども・子育て支援法に基づく国の指針では、都道府県が策定する計画に、必要となる保育士等の見込み数を指標の一つとして定めることとされているところでございます。道では、平成27年度からの第三期計画の目標値に待機児童数ゼロを掲げ、この目標の達成に向けて、市町村が策定した子ども・子育て支援事業計画に基づく保育サービスの提供に必要な保育士等の見込み数を指標として各年度ごとに盛り込み、市町村と共有するとともに、その充足に向け、賃金や就労環境の改善による離職防止、資格取得や潜在保育士の就労支援等の人材の掘り起こしなど、各般の施策に取り組み、需給ギャップの解消に努めてまいる考えであります。</p> <p>【子ども子育て支援課長】 保育士の処遇改善についてでございますが、待機児童の解消に向け、計画的に保育所の整備に取り組む中、保育士の確保が課題となっており、保育士の職場への定着と就労の促進を図る観点から、配置基準の見直しや、賃金水準の改善が必要であると認識を致しております。このため道では、平成25年度</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>す。</p> <p>(六) 一 再 現状の対策では、処遇改善には至っていません。道は、一昨年(2019年)の2定予特で経済的な条件など、処遇改善に関する希望が多いことを答えています。具体的で実効性のある取組みが必要です。東京都は、都内で勤務する保育士に家賃補助を実施しています。道も他県の取組みを研究し、独自に保育士の所得向上に取り組みべきと考えますが、いかがですか、伺います。</p> <p>【指摘】 道自身も認めている経済的理由の解決なくして、保育士確保は達成できません。保育士の所得向上に向けた、具体的な取組みを求めます。</p> <p>(七) 保育所における賃金未払等の問題について 2013年に道内220か所の保育所を対象とした監督指導の結果、全体の82%、181箇所、時間外労働の賃金不払いなどの法令違反があったと北海道労働局から公表された問題を我が会派が取り上げました。その後、是正されたのでしょうか。道はどのように対応したのか、伺います。</p> <p>指導監査の際に労働関係法令の遵守状況を詳細に確認することですが、その後も監査の際に改善を求める事例が多く発生しているとのことで、改めて監査の必要性が明確になったと思います。</p> <p>(八) 認可外保育施設の現況とりまとめについて 厚生労働省が今年7月に公表した調査で、自治体が立ち入り調査した認可外保育施設のうち、44.6%が国の指導基準を満たしていなかったことが明らかになりました。道内の調査結果をお示ください。</p>	<p>に国が創設した、保育の提供に携わる人材確保を図るための処遇改善加算をはじめ、昨年度創設されました、保育士のキャリアに応じて支給される加算の適用について、積極的に周知してきているほか、保育所等に対し、従業者の業務軽減など、職場環境の整備に向けた働きかけを行っているところであります。</p> <p>【人材確保担当課長】 保育士の処遇改善についてであります。保育士の職場定着と就労促進を図る観点から、配置基準の見直しや賃金水準の改善も必要であると認識しており、道では、国の処遇改善加算や保育士のキャリアに応じて支給される加算の活用を保育所等に働きかけるなどして、職場環境の改善を図っているところでございます。また、道では、未就学児を持つ保育士に対する保育料やファミリーサポートセンター利用料の返還免除型の貸付を行うなど、経済的な負担軽減のほか、雇用管理改善に取り組んでいる保育所等へは、保育補助者の雇い上げ経費を貸付けるなど、保育士の方々が安心して働ける環境改善に取り組んでいるところでございます。</p> <p>【子ども子育て支援課長】 保育所等における労働環境の改善についてでございますが、平成26年1月、北海道労働局の監督指導におきまして、道内の一部の保育所で、労働関係法令に違反する事例が判明したことから、道では、翌2月に、労働局や政令市・中核市と協議を行い、指導監査の際に、労働関係法令の遵守状況を詳細に確認することを申し合わせたところであります。その後、指導監査を行う職員に確認を徹底しながら検査を実施してきており、平成26年度から28年度までの間に労働関係法令の遵守に関し、95件の改善を求め、保育所等から改善状況報告を受理しているところであります。</p> <p>【子ども子育て支援課長】 認可外保育施設の調査結果についてでございますが、国が公表した平成28年度におきましては、政令市や中核市を除いた、道内の届出対象施設104か所のうち、63か所に対し、立ち入り調査を実施したところであります。調査の結果、指導監督基準に適合しておらず、改善を要すると認められた事項を有する施設が、23か所、36.5%となっており、主に、非常災害に対する避難計画の未策定や訓練の未実施、職員の健康診断が未実施であったことによるものとなっております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(九) 道における立ち入り調査について 厚労省の調査では、立ち入り調査実施箇所数の全国平均71.7%に対して、道内の実施率は60.6%と承知しています。全国平均より低いのは何故なのでしょう、伺います。</p>	<p>【子ども子育て支援課長】 立ち入り調査についてでございますが、道では、国からの技術的助言として発出された通知を踏まえ、「認可外保育施設指導監督要綱」を策定し、これに基づき、政令市・中核市に所在するものを除き、児童の処遇をはじめ、施設の運営状況を踏まえ、年1回または2年に1回、調査を行う振興局が、毎年度実施計画を立てて、立ち入り調査を行うこととしております。こうした中、平成28年度におきましては、一部の振興局で災害の影響などもあり、施設と日程調整がつかず翌年度に持ち越したものがあつたものでございます。</p>
<p>(十) 保育所で起きた全国の死亡事故について 保育所で起きた全国の死亡事例件数を、直近5年間の合計数で、認可・認可外それぞれ明らかにしてください。</p>	<p>【子ども子育て支援課長】 全国の死亡事故の報告件数についてでございますが、国が平成30年5月に公表いたしました「平成29年教育・保育施設等における事故報告集計」によりますと、平成25年から29年までの5年間ににおける保育所での件数は、18件、認可外保育施設での件数は、47件となっており、主に、うつぶせ寝による睡眠中の窒息事故となつているところであります。なお、道内での死亡事故は発生していません。</p>
<p>(十一) 認可外保育施設の立ち入り調査の徹底について 今回明らかになつた認可外保育施設の基準違反は、氷山の一角ではないかと危惧します。早急な全認可外保育施設の立ち入り調査と、基準違反に対する是正指導が必要と考えますが、道の認識と、どのように取り組むのか伺います。</p>	<p>【子ども未来推進局長】 認可外保育施設に対する今後の取組ですが、道では、認可外保育施設において、適切な保育が提供されるよう、保育内容をはじめ、安全や衛生面において、一定の水準を確保する必要があると考えており、認可外保育施設の指導監督要綱や基準を定め、毎年、運営報告を求めるとともに定期的な立ち入り調査や指導に努めているところであります。道としては、引き続き、計画的な調査を行いますほか、今後、予定されている幼児教育の無償化も見据え、立ち入り頻度などの検討も行いながら、保育内容及び保育環境が適切に確保されるよう努めてまいります。</p>
<p>(十二) 認可保育施設の拡充について 多くの保護者の願いは、安全基準を満たし、低廉な保育料である認可保育所の整備が進むことです。根本的には、認可保育所の拡充と、保育士の処遇改善なくしては実現しません。市町村任せにせず、道としての抜本的対策が不可欠と考えるが、どのような計画となつているのか、認可保育施設の拡充に向けて取り組む決意を、少子高齢対策監に伺います。</p>	<p>【少子高齢化対策監】 保育施設の拡充についてでございます。平成32年度までに全国の待機児童の解消を目指すこととする国の「子育て安心プラン」の実施方針に基づき、今年度から、市町村におきましては、保育需要を踏まえた保育所整備の計画を盛り込んだ「子育て安心プラン実施計画」を策定することとされたところでございます。道としては、保育士の処遇改善などによる人材の確保や保育業務に従事する子育て支援員の養成などによる、待機児童の解消はもとより、この「子育て安心プラン実施計画」が地域における保育ニーズを踏まえ、適切に策定されるよう、待機児童が発生をしている市町村のヒアリングを行うなどして、必要な保育の受け皿の確保に努めてまいります。</p>
<p>四 児童相談所の体制強化等について (一) 相談件数の要因について 2017年度における道児相の相談対応件数は3220件と過去最多となつたと承知していますが、一貫して増加傾向をたどつているこの要因を道はど</p>	<p>【自立支援担当課長】 相談対応件数の増加についてでございますが、全国的に虐待相談対応件数は増加傾向にあり、道児相における対応も昨年度は3,220件で、5年前の</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>う分析しているのでしょうか。</p> <p>(二) 児童相談所の負担軽減について 児相への相談件数が急増する中、児相職員の手が回らず、重篤なケースを見落としかねないという声も上がっています。児相の負担軽減に向けて、道はどうか具体化するおつもりか伺います。</p> <p>(三) 児童福祉司数の推移について 児相の体制強化と、そして子育て世代包括支援センターの設置促進に向けて努めるとお答えいただきましたが、道児相における児童福祉司の人数はどうなっているのか。5年前との比較でお答えください。</p> <p>(四) 児童福祉司の増員について 全道で9名増とのことでした。国の児童虐待対策体制総合強化プランには、児童福祉司一人当たりの業務量に応じた配置の見直しが盛り込まれています。早急に基準に基づく必要児童福祉司数を明らかにし、児童福祉司増員を国の計画を前倒しで実施するよう求めるべきと考えますが、いかがか、伺います。</p> <p>必要な検討を行っていくとのことでありましたが、児童福祉司の増員等も含めて前向きに検討していただきたいと思います。</p> <p>(五) 児童福祉司の研修体制について 児相への相談件数が急増し、相談内容がより複雑化し多岐に渡る中で、児童福祉司の専門性を高める研修が必要です。道では児相職員の研修に、どう取り組んできたのでしょうか、伺います。</p>	<p>平成24年度と比較して1,944件増加しております。このうち、心理的虐待は5年間で約3倍に増加しており、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案について、警察からの通告が増加したことにより心理的虐待の増加が全体を押し上げているところでございます。</p> <p>【自立支援担当課長】 児童相談体制についてでございますが、道では、これまで、増加する児童虐待や養護相談等に対応するため、児童福祉司の増員等による児相の体制の強化をはじめ、市町村に対する研修や職員派遣を行うなど、道と市町村が連携した児童相談体制の構築に努めてきたところでございます。道といたしましては、今後とも、児相への必要な人員配置や機能の充実を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置促進に向け、市町村へ働きかけるなど、地域の児童相談体制の一層の強化に努めてまいります。</p> <p>【自立支援担当課長】 児童福祉司の配置数についてでございますが、子どもや親に必要な支援や助言を行う児童福祉司は、今年度、全道で83名配置しており、5年前の25年度と比べ、9名増えております。</p> <p>【自立支援担当課長】 児童福祉司等の職員体制についてでございますが、国では、増加する児童虐待に対応するため、平成28年に児童相談所強化プランを策定し、31年度までに児童福祉司等の増員などを図ることとしており、道では、このプランに基づき、29年度から計画的に児童福祉司と心理判定員の増員を行っているところでございます。こうした中、本年3月に東京都で起きた痛ましい虐待事案を受け、国では、児童福祉司等の職員体制や専門性のさらなる強化などを柱とする新たなプランを年内に策定するとしており、道といたしましては、今後とも、こうした国の動向も注視しながら、必要な検討を行っていく考えでございます。</p> <p>【自立支援担当課長】 児相職員の研修についてでございますが、子どもや家族からの相談に応じ、必要な支援を行う児童福祉司は、専門的な知識や技術が必要であることから、国では、児童福祉法を改正し、平成29年度から、児童福祉司の任用にあたっての研修の実施を都道府県に義務付けるとともに、児童福祉司の指導にあたる職員には、国が行う研修の受講が課せられたところでございます。道では、こうした研修のほか、今年度から職員の専門性の確保と向上を図るため、新たに児相に配置された全職員への新任研修や中堅職員研修をはじめ、職種ごとの専門研修を実施</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(六) 研修費用の助成について</p> <p>各種研修に取り組んでこられたことをお答えいただきました。児相職員に義務付けられている法定研修はもとより、職員のスキルアップのために、自発的に研修を受ける機会を広く保証する必要があると考えます。業務保証はもとより研修費用の助成も含め、研修機会の確保方策が必要と考えますが、いかがか、伺います。</p> <p>職員の専門性を深める研修が加重負担とならないよう、現場の声をよく聞き、補助も含めた支援を検討するよう求めます。</p> <p>(七) 児童相談所の拡大強化について</p> <p>国により策定されました「児童虐待防止のための総合対策」の最初に掲げられているのは、児童相談所・市町村における職員体制・専門性などの強化です。根本的には、児相の強化が、絶対に必要です。これまで苫小牧市をはじめ、東胆振、日高地域の道民から苫小牧市への児相分室設置の要望が長年にわたって出されてきています。我が会派も繰り返し求めてきたところですが、今こそ、分室設置を含めた児相の機能強化を道が先頭に立って行うべきではありませんか。児相の体制強化についての道の認識と道の方向性の取りまとめに向けて、いつまでに、どのように行うのか、伺います。</p> <p>多方面から設置要望が出ております。ぜひ、前向きに検討していただきたいと私からも申し上げます。</p>	<p>するなど、今後とも、より専門性の高い人材を計画的に養成してまいります。</p> <p>【自立支援担当課長】</p> <p>研修機会の確保についてでございますが、児相職員に対する研修は、児童福祉司に義務付けられている任用にあたっての研修をはじめ、今年度から、職種と児相の経験年数に応じた研修を新たに実施するなど職員の資質向上に努めているところでございます。また、こうした研修のほか、法人等が行う発達障がいに関する研修や心理療法関係研修なども、職員の経験や希望も考慮した受講に努めており、引き続き多様な研修機会を確保していく考えでございます。</p> <p>【少子高齢化対策監】</p> <p>児相の体制強化についてでございます。道におきましては、増加する児童虐待や養護相談などに対応するため、これまで児童福祉司等の増員や研修の充実など、児相の体制強化に努めてきたところであり、児相の分室設置を要望しております苫小牧市を含む東胆振・日高地域につきましては、本年4月に関係自治体との連携会議を設置し、虐待対応状況の実態把握などに取り組んできたところでございます。道といたしましては、今後、連携会議で把握した課題を踏まえ、子どもたちが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、市や町の職員に対し、より実践的な相談技術研修を実施いたしますほか、室蘭児相の相談体制について、苫小牧市など自治体等のご意見も十分伺いながら、更に検討を進め、早急に道の方向性を取りまとめている考えでございます。</p>